

# (案)

## 業務委託契約書

- 業務委託名 し尿処理施設解体工事に伴う事前調査及び設計・施工監理等業務委託
- 業務委託場所 千葉県印旛郡栄町須賀 1997 番地 27  
千葉県印旛郡栄町須賀 1997 番地 37  
千葉県印旛郡栄町須賀 1997 番地 40  
千葉県印旛郡栄町須賀 1997 番地 41
- 業務委託期間 令和 8 年 4 月 日 から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで
- 業務委託料 金 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 契約保証金 金 円

上記の業務委託について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 4 月 日

発注者 住所 千葉県印旛郡栄町須賀 1997 番地 27  
氏名 印西地区衛生組合  
管理者 橋本 浩

受注者 住所  
氏名

(総 則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書及び仕様書（以下「設計図書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務委託」という。）を契約書記載の委託期間の末日（以下「履行期限」という。）までに完了し、契約の目的物（以下「成果品」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、契約書記載の業務委託料（以下「業務委託料」という。）を支払うものとする。

3 第1項の規定によるこの約款及び設計図書等に明記されていない事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

(指示等及び協議の書面主義)

第1条の2 この契約に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この契約の他の条項の規定により協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(管理技術者)

第2条 受注者は、業務委託の履行について技術上の管理をつかさどる管理技術者（当該業務に関し、主として指揮・監督を行う者をいう。以下同じ。）を定め、発注者に通知するものとする。

(業務工程表)

第3条 受注者は、契約締結の際、業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、業務工程表を遅滞なく審査し、不相当と認められる場合は受注者と協議するものとする。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、受注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
  - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第20条の5第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

#### （権利義務の譲渡等）

- 第5条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りでない。
- 2 発注者は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。
- 3 受注者が前払金の使用等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

#### （再委託の禁止）

- 第6条 受注者は、業務委託の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

#### （監督職員）

- 第7条 発注者は、監督職員を定め、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、業務委託について指示等その他の方法により、履行状況を監督するものとする。  
(業務委託の調査等)

第8条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して業務委託の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(業務委託内容の変更等)

第9条 発注者は、必要がある場合には、業務委託の内容を変更し、又は業務委託を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、発注者は必要な経費を負担しなければならない。

(期限の延長)

第10条 受注者は、その責に帰することができない理由により、履行期限までに業務委託を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定める。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期限を延長しなければならない。発注者は、その履行期限の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第11条 業務委託の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責に帰する理由による場合において、その損害のために必要を生じた経費は、発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定める。

(履行遅滞の場合における延滞金等)

第12条 受注者の責に帰する理由により、履行期限までに業務委託を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、発注者は、延滞金を徴収して履行期限を延長することができる。

2 前項の延滞金は、業務委託料につき、履行期限の翌日から支払いの日までの期間について、その日数に応じ、この契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和24年12月12日大蔵省告示第991号)において定められている率

(以下「遅延利息の率」という。)の割合を乗じて計算した額とする。

- 3 発注者の責に帰する理由により、第14条の規定による業務委託料の支払が遅れた場合には、受注者は発注者に対してその支払わない額につき、その期限の翌日から支払いの日までの期間について、その日数に応じ、遅延利息の率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(検査及び引渡し)

- 第13条 受注者は、業務委託を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了通知書を提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の業務完了通知書を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。
- 3 前項の場合において、検査に要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、受注者は、遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については第2項を準用する。
- 5 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引渡すものとする。

(委託料の支払い)

- 第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払いを請求するものとする。
- 2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

第15条 削除

第16条 削除

(継続費に係る契約の特則)

- 第17条 継続費に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)及び支払限度額に対する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりとする。

年度	支払限度額	出来高予定額
令和8年度	円	円
令和9年度	円	円
令和10年度	円	円

- 2 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の支払限度額及び出来高予定額を変更することができる。

(契約不適合責任)

第18条 発注者は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第19条 発注者は、引き渡された成果品に関し、第13条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、成果品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果品の契約不適合が設計図書等の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(発注者の任意解除権)

- 第20条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第20条の3の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

- 第20条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 正当な理由がないのに、業務委託に着手すべき時期を過ぎても業務委託に着手しないとき。
  - (2) 契約期間内又は履行期限経過後相当の期間内に業務委託を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
  - (3) 正当な理由なく、第18条第1項の履行の追完がなされないとき。
  - (4) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第20条の3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) この契約に関して公正取引委員会が、受注者(受注者が協同組合又は共同企業体(以下「協同組合等」という。))である場合については、その代表者又は構成員。次号において同じ。)に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

- (2) この契約に関して受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (3) 第5条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (4) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- (5) この契約の成果品を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (6) 受注者がこの契約の成果品の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (7) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (8) 契約の成果品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (11) 第21条又は第21条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (12) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
  - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方

としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第20条の4 第20条の2各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第20条の5 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) この契約の成果品に契約不適合があるとき。
- (3) 第20条の2又は第20条の3の規定により成果品の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第20条の2又は第20条の3の規定により成果品の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 成果品の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、遅延日数に応じ、遅延利息の率の割合で計算した額とする。

6 第2項の場合（第20条の3第10号及び第12号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が

行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の催告による解除権)

第21条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第21条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により業務の内容を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第9条の規定による業務の中止の期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第21条の3 第21条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の損害賠償請求等)

第21条の4 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第21条又は第21条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(解除の効果)

第22条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

- 2 発注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合においては、委託部分の出来形部分（以下「既履行部分」という。）が可分のものであるときは、当該出来形部分を検査の上、当

該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

- 3 前項の場合において、検査に要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 第1項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

## 第23条

- 1 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、支給材料があるときは、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき又は出来形部分の検査に合格しなかった部分で使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 2 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、業務委託用地等に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）業務委託材料、業務委託に係る機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、業務委託用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。
  - (1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等 契約の解除が第20条の2、第20条の3又は第20条の5第3項によるときは受注者が負担し、第20条、第21条又は第21条の2による場合は発注者が負担する。
  - (2) 業務委託に係る機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等 受注者が負担する。
- 5 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は業務委託用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、業務委託用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 6 第1項前段及び第2項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、こ

の契約の解除が第20条の2、第20条の3又は第20条の5第3項の規定によるときは発注者が定め、第20条、第21条又は第21条の2の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段、第2項後段及び第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

7 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第24条 受注者は、第20条の3第1号又は第2号のいずれかに相当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者がこの契約を履行した後も同様とする。ただし、同条第1号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号及び同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他発注者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者の生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前2項の場合において、受注者が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(業務妨害又は不当要求に対する措置)

第25条 受注者は、業務委託の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

印西地区衛生組合暴力団排除条例（平成29年印西地区衛生組合条例第1号）に規定する暴力団又は暴力団員等若しくは暴力団密接関係者から工事妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(遵守義務違反)

第26条 発注者は、受注者が前条に違反した場合は、印西地区衛生組合建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成29年1月6日施行）の定めるところにより、指名停止の措置を行う。受注者の再委託業者が報告を怠った場合も同様とする。

(解除通知の特例)

第27条 発注者は、解除権の行使に当たって、受注者とのこの契約を解除する場合において、受注者の所在を確認出来ないときは印西地区衛生組合公告式条例（昭和39年印西地区衛生

組合条例第1号)別表に規定する掲示場にその旨を掲示することにより、受注者への通知にかえることができるものとする。この場合におけるその効力は、掲示の日から14日を経過したときに生ずるものとする。

(業務従事者災害等)

第28条 受注者は、業務委託の履行に関し生じた受注者の業務委託従事者の災害等については、全責任をもって措置し、発注者は、何ら責任を負わない。

(受注者の法令上の責任)

第29条 受注者は、業務委託従事者に係る労働基準法(昭和22年法律第49号)、職業安定法(昭和22年法律第141号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)その他の法令の規定による労務に関する一切の責任を負わなければならない。

(個人情報の保護)

第30条 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(法令遵守)

第31条 受注者は、業務の実施に当たり、関係諸法令を遵守しなければならない。

(補 則)

第32条 この契約に定めない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

**第1** 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

**第2** 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (受注業務従事者への周知及び監督)

**第3** 受注者は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。また、受注者は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、当該業務に従事している者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

#### (漏えい、滅失及び毀損の防止等)

**第4** 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (持ち出しの禁止)

**第5** 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による業務を発注者が指定した場所で行うものとし、個人情報が記録された資料等を当該場所から持ち出してはならない。

#### (収集の制限)

**第6** 受注者は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

#### (個人情報の目的外利用・提供の禁止)

**第7** 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による業務の目的以外の目的のために当該業務に係る個人情報を内部で利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (複写又は複製の禁止)

**第8** 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### (再委託の禁止)

**第9** 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては自ら行うものとし、発注者の承諾がある場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

- 2 受注者は、個人情報の取扱いを伴う業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ、再委託先の名称、再委託が必要な理由、再委託する業務の内容、再委託先に対する管理及び監督の方法その他発注者が必要と認める事項を明らかにした書面を発注者に提出し、前項の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の規定による再委託を行った場合には、再委託先にこの契約により受注者が負う一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先による個人情報の取扱いについて責任を負うものとする。
- 4 受注者は、第2項の規定による再委託を行った場合には、その履行状況を管理し、及び監督するとともに、発注者の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

#### **(資料等の返還等)**

**第10** 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等について、この契約による業務の完了後、直ちにそれらを発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

#### **(調査、指示等)**

**第11** 発注者は、この契約による業務を処理するための受注者による個人情報の取扱いの態様について随時調査し、又は受注者に対し、必要な指示を行い、若しくは必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

#### **(事故発生時における報告)**

**第12** 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### **(契約の解除及び損害賠償)**

- 第13** 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。
  - 3 受注者の故意又は過失を問わず、受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

設計書用紙

第 号		し尿処理施設解体工事に伴う事前調査及び設計・施工監理等業務委託				設 計 書	
一金		円也					
設 計 説 明	・本業務は、現し尿処理施設である衛生センターを解体撤去するため、構造物及び土壌の分析調査を行い、解体計画の作成及び発注仕様書等を作成し、施工監理をすることを目的とする。						
内 訳							
記号	品 名	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	し尿処理施設解体工事に伴う事前調査及び設計・施工監理等業務委託						
1	業務価格		1	式			
	消費税相当額		10	%			
	合計						
	(内訳)						
	令和8年度		1	式			
	令和9年度		1	式			
	令和10年度		1	式			
設 計 書 用 紙			印 西 地 区 衛 生 組 合				

# 設 計 書

( 単 位 : 円 )

記号	品 名	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	し尿処理施設解体工事に伴う事前調査及び設計・施工監理等業務委託						
1	し尿処理施設解体工事に伴う設計業務	令和8年度	1	式			
2	し尿処理施設解体に係る事前調査業務	令和8年度	1	式			
3	印西地区衛生組合衛生センターにおける地歴調査委託	令和8年度	1	式			
4	衛生センターにおける土壌汚染状況調査業務 (表層調査)	令和8年度	1	式			
5	衛生センターにおける土壌汚染状況調査業務 (詳細調査)	令和8年度	1	式			
6	し尿処理施設解体工事施工監理業務	令和9, 10年度	1	式			
	業務価格	1から6の合計					
設 計 書 用 紙			印 西 地 区 衛 生 組 合				

# 設 計 書

( 単 位 : 円 )

記号	品 名	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1	し尿処理施設解体工事に伴う設計業務						
1)	解体作業計画等作成業務						
①	作業対象設備及び周辺調査		1	式			
②	汚染物除去方法及び解体工法の検討		1	式			
③	作業工程案の作成		1	式			
④	解体撤去作業必要機材の選定		1	式			
2)	解体基本設計業務						
①	見積仕様書作成		1	式			
②	設計図書類作成		1	式			
③	最終工事発注仕様書作成		1	式			
④	各種届書類作成		1	式			
⑤	跡地利用計画検討		1	式			
3)	工事入札関係書類の作成		1	式			
4)	打合せ協議		1	式			
5)	直接経費	交通費・印刷製本費	1	式			
6)	その他原価		1	式			
7)	一般管理費等		1	式			
		1 の合計					
設 計 書 用 紙			印 西 地 区 衛 生 組 合				

# 設 計 書

( 単 位 : 円 )

記号	品 名	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
2	し尿処理施設解体に係る事前調査業務						
1)	報告書作成		1	式			
2)	打ち合わせ及び協議		1	式			
3)	直接経費	交通費・印刷製本費	1	式			
4)	その他原価		1	式			
5)	一般管理費		1	式			
6)	構造物調査費						
①	現地確認打ち合わせ		1	式			
②	現地調査		1	式			
③	分析費	アスベスト	44	検体			施設内・外壁他
④	報告書作成		1	式			
⑤	交通費		1	式			
⑥	日当		1	式			
⑦	消耗品費		1	式			
⑧	諸経費		1	式			
		2 の 計					
設 計 書 用 紙				印 西 地 区 衛 生 組 合			

# 設 計 書

( 単 位 : 円 )

記号	品 名	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
3	印西地区衛生組合衛生センターにおける地歴調査業務						
1)	報告書作成		1	式			
2)	打ち合わせ及び協議		1	式			
3)	直接経費	交通費・印刷製本費	1	式			
4)	その他原価		1	式			
5)	一般管理費		1	式			
6) -1	地歴調査費 (直接人件費)						
①	打合わせ協議		1	式			
②	現地調査	資料収集	1	式			
③	現地調査	聴取調査・現地踏査	1	式			
④	資料とりまとめ		1	式			
6) -2	地歴調査費 (直接経費)						
①	登記簿購入		1	式			
②	空中写真購入		1	式			
③	住宅地図購入		1	式			
④	日当		1	式			
⑤	宿泊費		1	式			
⑥	交通費		1	式			
⑦	レンタカー		1	式			
6) -3	地歴調査 (諸経費)		1	式			
		3の計					
設 計 書 用 紙			印 西 地 区 衛 生 組 合				

# 設 計 書

( 単 位 : 円 )

記号	品 名	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
4	土壤汚染状況調査 (表層調査)						
1)	報告書作成		1	式			
2)	打ち合わせ及び協議		1	式			
3)	直接経費	交通費・印刷製本費	1	式			
4)	その他原価		1	式			
5)	一般管理費		1	式			
6) -1	表層調査費 (直接人件費)						
①	測量・マーキング		12	地点			
②	コアカッター作業		12	地点			
③	ボーリング作業		46	地点			0.5m×46地点
④	復旧作業		46	地点			
⑤	現場管理費		5	日			
6) -2	地歴調査費 (直接経費)						
①	日当		1	式			
②	宿泊費		1	式			
③	その他経費		1	式			機材運搬費等
6) -3	土壤調査費 (分析費用)						
①	溶出量試験 (第二種(重金属)9項目)	カドミウム、六価クロム、シアン、水銀、セレン、鉛、砒素、フッ素、ホウ素	46	検体			9項目×46地点
②	含有量試験 (第二種(重金属)9項目)		46	検体			9項目×46地点
6) -4	データ整理・報告書作成		1	式			
6) -5	諸経費		1	式			
		4の計					
設 計 書 用 紙			印 西 地 区 衛 生 組 合				

# 設 計 書

( 単 位 : 円 )

記号	品 名	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
5	土壤汚染状況調査 (詳細調査)						
1)	報告書作成		1	式			
2)	打ち合わせ及び協議		1	式			
3)	直接経費	交通費・印刷製本費	1	式			
4)	その他原価		1	式			
5)	一般管理費		1	式			
6) -1	表層調査費 (直接人件費)						
①	測量・マーキング		0	地点			
②	コアカッター作業		6	地点			
③	ボーリング作業		60	m			10m×6地点
④	復旧作業		60	m			10m×6地点
⑤	現場管理費						
6) -2	地歴調査費 (直接経費)						
①	日当		1	式			
②	宿泊費		1	式			
③	その他経費		1	式			機材運搬費等
6) -3	地歴調査費 (分析費用)						
①	溶出量試験 (第二種(重金属)4項目)	(第二種4項目(鉛、ヒ素、フッ素、ほう素))	60	検体			4項目×60地点
6) -4	データ整理・報告書作成		1	式			
6) -5	諸経費		1	式			
		5の計					
設 計 書 用 紙			印 西 地 区 衛 生 組 合				

# 設 計 書

( 単 位 : 円 )

記号	品 名	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
6	し尿処理施設解体工事施工監理業務						
1)	現場管理業務 (社外業務)						
①	工事打ち合わせ及び協議		1	式			
②	定例会議出席		1	式			
③	施工状況確認及び現場検査		1	式			
④	完了検査		1	式			
2)	現場外管理業務 (社内業務)						
①	工事関係書類審査		1	式			入札時の書類の審査等を含む
②	その他書類作成		1	式			
3)	直接経費	交通費・印刷製本費	1	式			
4)	その他原価		1	式			
5)	一般管理費等		1	式			
		6 の 計					
設 計 書 用 紙			印 西 地 区 衛 生 組 合				

し尿処理施設解体工事に伴う  
事前調査及び設計・施工監理等業務委託

委 託 仕 様 書

令和8年4月

印西地区衛生組合

## 第1章 総 則

### 第1節 業務の目的

本業務は印西地区衛生組合(以下『発注者』という)衛生センターの解体工事を実施するにあたり、事前調査として各処理設備等のアスベスト測定等の事前調査及び敷地土壌の汚染状況等の把握を行い、解体撤去工事における施工計画の立案、基本設計等の業務を行う。また解体工事が適正に行われるよう監理することを目的とする。

### 第2節 委託業務名

し尿処理施設解体工事に伴う事前調査及び設計・施工監理等業務委託

### 第3節 (1) 履行場所

千葉県印旛郡栄町須賀1997番地27

千葉県印旛郡栄町須賀1997番地37

千葉県印旛郡栄町須賀1997番地40

千葉県印旛郡栄町須賀1997番地41

### (2) 解体対象施設

印西地区衛生組合 衛生センター

### 第4節 業務委託期間

(1) 着手予定日 契約締結日

(2) 完了予定日 令和11年3月31日

### 第5節 業務内容

『第2章 業務内容』に記載する内容とする。

### 第6節 費用の負担

本委託業務に伴う必要な費用は全て受注者の負担とする。

### 第7節 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

### 第8節 秘密保持の義務

受注者は、本委託業務の遂行上、知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

## 第9節 配置技術者等

受注者は、本業務入札日において直接雇用している十分な経験を有する管理技術者（技術士：総合技術監理部門－衛生工学又は衛生工学部門－廃棄物関連の選択科目の資格を有する者 1 人）、照査技術者（技術士：機械部門の資格を有する者 1 人、一級建築士及び一般建築物石綿含有建材調査者の資格を有する者 1 人）及び、担当技術者（一級建築士 1 人）を配置し、秩序正しく業務を遂行しなければならないものとし、上記以外への資格要件等の変更について、受注後においてやむを得ない事情がある場合を除いて、原則認めないものとする。

## 第10節 届出等

(1) 受注者は、業務の着手に際し、発注者に次の書類を提出しなければならない。

- ① 着手届
- ② 業務工程表
- ③ 配置技術者届（資格者証、雇用を証明できる書類を含む）

(2) 受注者は、業務の完了に際し、発注者に次の書類を提出しなければならない。

- ① 完了届
- ② 請求書

(3) その他発注者が求める図面等必要書類

## 第11節 資料の貸与

本委託業務実施に関し、発注者が所有する資料は所定の手続きにより貸与する。また、貸与された資料は業務完了後、速やかに返却するものとする。

## 第12節 業務の変更等

発注者の都合により本委託業務の内容の一部を変更することができる。又、委託業務に変更を生じた場合は、委託料及び業務期間について別途協議して決定するものとする。

## 第13節 関係法令の遵守

受託者は、本委託業務の実施にあたり、関係法令、政令、条例、規則等を遵守しなければならない。

## 第14節 疑義の解決

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は、仕様書に定めのない事項については、受注者は独自の解釈により業務を進めることなく、発注者と協議して決定するものとする。

## 第15節 審 査

受注者は、業務完了時に、発注者に完了届を提出し、審査を受けなければならない。また、業務完了後において、明かに乙の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者は直ちに本委託業務の修正を行わなければならない。

## 第16節 業務の完了

受注者は、本委託業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、発注者の検査合格をもって業務の完了とする。

## 第17節 成 果 品

受注者が、発注者に提出する成果品及び部数は、次のとおりとする。

- |                         |       |        |
|-------------------------|-------|--------|
| 1. 解体工事事前調査等報告書         | A 4 版 | 2 部    |
| 2. 同上 解体作業計画書           | A 4 版 | 2 部    |
| 3. 同上 施設解体工事見積仕様書       |       | 指示する部数 |
| 4. 同上 解体工事基本設計図書類       |       |        |
| ①解体工事発注仕様書              |       | 指示する部数 |
| ②解体工事設計書（金入、金抜）         |       | 指示する部数 |
| 5. 地歴調査報告書              | A 4 版 | 2 部    |
| 6. 監理報告書                | A 4 版 | 1 部    |
| 7. 1～6のデータ 電子媒体（CD-R 等） |       | 1 式    |

## 第2章 業務内容

### 第1節 解体撤去対象施設事前調査業務

#### 1. 事前調査

解体工事設計のための基礎資料とすることを目的に、本施設に使用されたアスベスト含有部材等について調査する。調査は、建設当時の完成図書等（改造工事含む）を精査することによるものとする。その上で、試料を採取し分析を行うこと。

測定箇所については発注者の指示を基本とするが、現場確認の上発注者と受注者協議のうえ決定する。

(1) アスベスト 4 4 検体

#### 2. 解体撤去対象施設事前調査報告書の作成

以下の項目に従って、調査報告書を作成すること。

- (1) 事前調査概要
- (2) 事前調査結果
- (3) サンプル位置及び状況写真

### 第2節 地歴調査等

本業務は、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づき、土地利用歴を調査し、有害物質による土壤汚染のおそれの把握と分類を行うこと。

#### 1. 資料調査

住宅地図や航空写真、公図の写し等の資料により、調査対象地における過去の土地利用履歴を把握する。また、有害物質による汚染の可能性等について評価を行うこと。

#### 2. 聴取調査・現地調査

資料調査において、有害物質による土壤汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握するまでに至らない用地については、必要に応じて聴取調査・現地調査を行うこと。

#### 3. 土壤汚染のおそれの把握と分類

1及び2の調査で把握した情報から、試料採取等の対象とすべき特定有害物質の種類を特定し、調査対象地の土壤汚染のおそれの由来に応じた区分の分類を行うこと。

4. 調査は、環境省が定める土壤汚染対策法に基づく指定調査機関で、当該履行場所を調査することが認められており、土壤汚染調査技術管理者を選任している機関で実施すること。

5. 計画上必要な土壤汚染の把握のために行う必要な分析業務について、当組合からの指示等により、設計書にある検体数の増減や採取方法に変更がある

場合には、契約変更を行うものとする。

### 第3節 解体基本設計業務

#### 1. 解体作業計画等作成業務

##### (1) 作業対象設備及び周辺調査

既存施設の図面等を基に、解体撤去対象設備等工事対象の範囲を確認すること。

- ① 運転設備（焼却炉等）の調査（養生の必要性等）
- ② 電気設備、排気・排水設備の調査（容量及び性能等）
- ③ 廃棄物保管場所の確認
- ④ その他関係施設及び付帯工事の確認（仮設建設物の設置場所・施設周辺取水設備の撤去等）

##### (2) 汚染物除去方法及び解体撤去工法の検討

解体撤去工事における汚染物の除去方法及び解体工法についての検討を行い、作業工程及び設計の条件としてまとめること。

##### (3) 作業工程案の作成

以下の工程についての案を作成すること。

- ① 解体対象設備及び周辺設備調査期間
- ② アスベスト等サンプリング作業、分析期間
- ③ 追加サンプリング作業期間
- ④ 足場等仮設機器（足場の設置、養生等）準備期間
- ⑤ 汚染物除去工事期間
- ⑥ 汚染物搬出作業期間
- ⑦ 解体作業
- ⑧ 高規格堤防特別管理区域に指定されている組合敷地における工事の施工方法
- ⑨ 解体物搬出作業期間
- ⑩ 足場等仮設機器（足場の設置、養生等）の撤去作業期間
- ⑪ 環境調査期間

##### (4) 解体撤去作業必要機材の選定

解体撤去作業を実施するにあたり、作業関係者の保護及び施設周辺地域の環境保全のために必要となる機材の選定を行うこと。

##### (5) 跡地利用計画検討

施設解体撤去後の建屋及び敷地内の有効利用方法について、発注者と十分な協議を行った上で検討を行うこと。

また、この検討結果に基づき、本解体工事と同時に発注が可能と判断された場合は、事項2の解体基本設計業務に反映すること。

## 2. 解体基本設計業務

### (1) 見積発注仕様書の作成

事前調査結果及び作業計画をもとに、周辺環境に与える影響が少なく、効率的な解体撤去工事内容を検討するため、対象施設の設備内容を明確にした、見積発注仕様書を作成すること。

見積発注仕様書の内容は概ね下記のとおりとする。

- ①総 則
- ②汚染物撤去要領書
- ③解体撤去要領書
- ④解体撤去工事数量
- ⑤見積書記載要領
- ⑥特記事項
- ⑦必要図面

### (2) 設計図書類の作成

徴収した見積設計図書に基づき、解体撤去工事発注に必要となる設計図書類を作成すること。

### (3) 最終工事発注仕様書の作成

見積設計図書の検討結果をもとに、発注者と十分に協議を行ったうえで、見積徴収時よりも工事内容等を明確にした、解体撤去工事発注に付するための（最終）工事発注仕様書を作成すること。

また、この（最終）工事発注仕様書に基づき、設計図書類の見直しも行うこと。

### (4) 各種届出関係書類の作成

この業務において、関係官公庁等への許可申請、報告、届出等の必要がある場合には、書類の作成及び手続きは受注者の経費負担により速やかに受注者が行い、発注者に報告すること。受注者は必要に応じて関係機関への提出及び協議に随行すること。なお、必要な許可申請は一覧表にして事前に提出すること。

## 第4節 解体撤去工事現場監理業務

### 1. 施工監理業務方法

工事期間中における施工監理方法は、重点施工監理とする。

## 2. 現場工事期間

現場工事期間は、概ね12ヵ月間とする。

## 3. 現場施工監理内容

現場施工監理内容は、以下の内容を実施すること。

- (1) 工事打合せ及び協議、工程管理
- (2) 工事状況確認及び検査
- (3) 工事関連図書審査
- (4) 完了検査立会

## 4. 現場施工監理の体制

現場施工監理における監理の体制は、概ね下記のとおりとする。

- (1) 主任監督員（担当技術者）  
頻度：1人以上／月 程度
- (2) 監督員（担当技術者又は担当補佐）  
頻度：2人以上／月 程度

## 第5節 解体撤去工事現場外監理業務

### 1. 入札時の書類の審査

- (1) 解体業者等から提出された、質問に関する回答書作成の支援を行う。
- (2) 解体業者等より提出された、見積設計図書等が公告及び水準書等と適合しているか審査を行い、審査結果を発注者に報告すること。

### 2. 工事関係書類の審査

施工者が組合に提出する工事関係書類について内容を精査し、組合及び施工者と協議を行い、建設工事が円滑に実施されるようにすること。

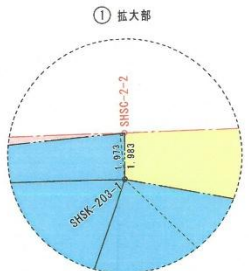
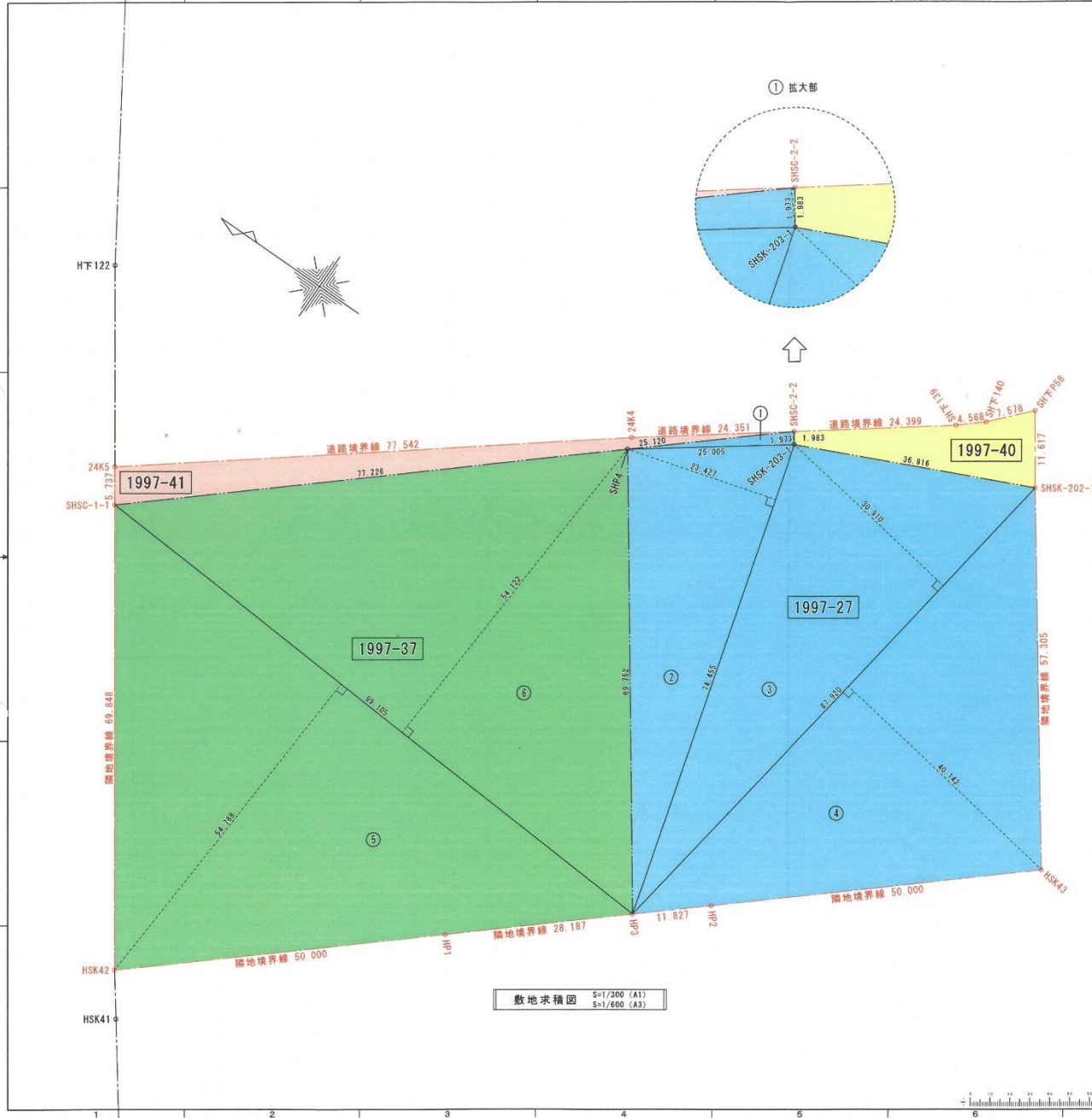
### 2. 工事精算設計書等の作成

本工事において、組合と受託者及び施工者間との協議の結果、工事内容等の変更が生じた場合、必要に応じて、その変更内容に伴う精算設計書等を作成すること。

### 3. 工事監理日誌等必要書類の作成

本工事において、発注者と受託者及び施工者間との協議の結果、施工監理業者として必要となる書類については、その都度作成し提出すること。





変更種別	変更内容	日付	担当者	備考
ALTERATION	CONTENT	DATE	PERSON	REMARK
△				
△				
△				
△				
△				
△				
△				
△				

地番	境界線の種類	X座標	Y座標
HSK42	栄町コンクリート杭	-15746.803	38386.857
HSK43	栄町コンクリート杭	-15852.678	38478.478
HP1	栄町コンクリート杭	-15784.612	38419.576
HP2	栄町コンクリート杭	-15814.869	38445.759
HP3	民コンクリート杭	-15805.926	38438.020

この座標は、日本測地系を使用(千葉県土木部基準点座標96)

地番	1997-27	1997-37					
符号	底辺	高さ	倍面積	符号	底辺	高さ	倍面積
①	25.120	1.973	49.561760	⑤	99.105	54.788	5429.764740
②	74.455	23.427	1744.257285	⑥	99.105	54.122	5363.760810
③	87.920	30.910	2717.607200				
④	87.920	40.142	3529.284640				
			倍面積 8040.710885				倍面積 10793.525550
			1/2 4020.354425				1/2 5396.762750
			面積 4020.35 m <sup>2</sup>				面積 5396.76 m <sup>2</sup>

地番	境界線の種類	X座標	Y座標	辺長	点間No.
SHSK-203-1	金属鉄	-15429.786	38216.064	36.916	SHSK-202-1
SHSK-202-1	コンクリート杭	-15463.378	38231.374	11.617	SH下P68
SH下P58	鉄	-15456.725	38240.897	7.578	SH下140
SH下140	鉄	-15451.626	38235.291	4.568	SH下139
SH下139	鉄	-15448.187	38232.284	24.399	SHSK-2-2
SHSK-2-2	金属鉄	-15428.640	38217.682	1.983	SHSK-203-1
			倍面積	446.167190	
			1/2	223.0835950	
			面積	223.08 m <sup>2</sup>	

地番	境界線の種類	X座標	Y座標	(X座標+1-X座標-1) Y座標
SHSK-1-1	金属鉄	-15351.258	38150.699	-2352219.497544
SHP4	プラスチック杭	-15409.647	38201.242	-2956088.508444
SHSK-2-2	金属貼付プレート	-15428.640	38217.682	18382.705042
24K4	コンクリート杭	-15409.166	38203.063	3081038.827887
24K5	コンクリート杭	-15347.991	38155.415	2209503.771820
			倍面積	617.298761
			1/2	308.6493805
			面積	308.64 m <sup>2</sup>

■敷地面積 (1997-27、1997-37、1997-40、1997-41) 9,948.83 m<sup>2</sup>

敷地求積図 S=1/300 (A1) S=1/600 (A3)

図番	部名	材料	数量	単位	備考
NO.	NAME OF PARTS	MATERIAL	NO. REQD.	UNIT	REMARK
FILE NO.	2P3005995				
製図者	山根 鶴木 前川 APEX				
承認者	山根 鶴木 前川 APEX				
製図日	製図時間	製図場所	製図機	製図ソフト	製図用紙
DATE	TIME	PLACE	MODEL	SOFTWARE	PAPER
2004-07-02	13:00	東京都中央区	HP	AutoCAD	A3
製図者	製図時間	製図場所	製図機	製図ソフト	製図用紙
DRAWN BY	TIME	PLACE	MODEL	SOFTWARE	PAPER
山根 鶴木	13:00	東京都中央区	HP	AutoCAD	A3
製図日	製図時間	製図場所	製図機	製図ソフト	製図用紙
DATE	TIME	PLACE	MODEL	SOFTWARE	PAPER
2004-07-02	13:00	東京都中央区	HP	AutoCAD	A3